

長崎県における航路運賃リフレッシュ還元事業の終了により 市の施策として制度の継続を行います

長崎県における航路運賃リフレッシュ還元事業の終了により、基本運賃から国境離島島民割引を併用しての割引へと制度が変わりますので、割引適用に関しまして従来の各種証明書や手帳等の提示に加え、令和5年6月1日から「国境離島島民割引カード」が必要となります。※ただし、下記移行期間を設けていますのでご確認ください。国境離島島民割引カードを取得されていない方は、市役所にて手続きをお願いします。

1 対象者【リフレッシュ割引一覧】

- ①特定医療割引（特定疾患割引・特定疾患割引、小児慢性特定疾病医療割引、育成医療割引、高度・先進医療割引（旧：本土通院割引）
- ②後期高齢者割引
- ③学生割引（就職活動割引、進学受験割引、グループ活動割引）

2 移行期間の設定

令和5年12月31日までは、国境離島島民割引カードをお持ちでない場合は、マイナンバーカード・運転免許証等での確認でも可としますが、令和6年1月からは国境離島島民割引カードがないと運賃割引が適用されませんので、早めの取得をお願いします。